

人権基本条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方

令和5年6月
企画部企画経営課

1 背景

人権は、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、全ての人がいつでもどこでも自分らしく生きることができる権利として尊重されるものです。

これまで三鷹市では、基本構想の基本理念に人権の尊重を位置付け、人間の尊厳、自由、平等などの実現に向けて、率先行動に努めてきました。近年では、子どもの貧困や意見表明の保障など社会全体で支える仕組みづくりのほか、高齢化が進展する中、認知症高齢者が尊厳と希望をもって地域で暮らすことができるよう、さらなる理解と支援が求められています。また、男女及び多様な性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、全ての個人の尊厳が守られる社会の実現は、未だ途上の段階にあります。

2 基本理念の方向性

人権は、不当な差別的取扱いを受けている人のみに関わるものでなく、全ての人に関わる普遍的なものです。また、全ての人権は、それぞれ固有の意義があるものの、密接に関連し相互に補完し合っていることから、本人に関わる一部の人権ではなく、全ての人権を尊重する社会を実現していく必要があります。

人権基本条例（仮称）では、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、以下の視点で基本理念を盛り込み、市、市民及び事業者等の責務を定めることで、安定的・長期的に取り組を進めていくための指針として制定します。

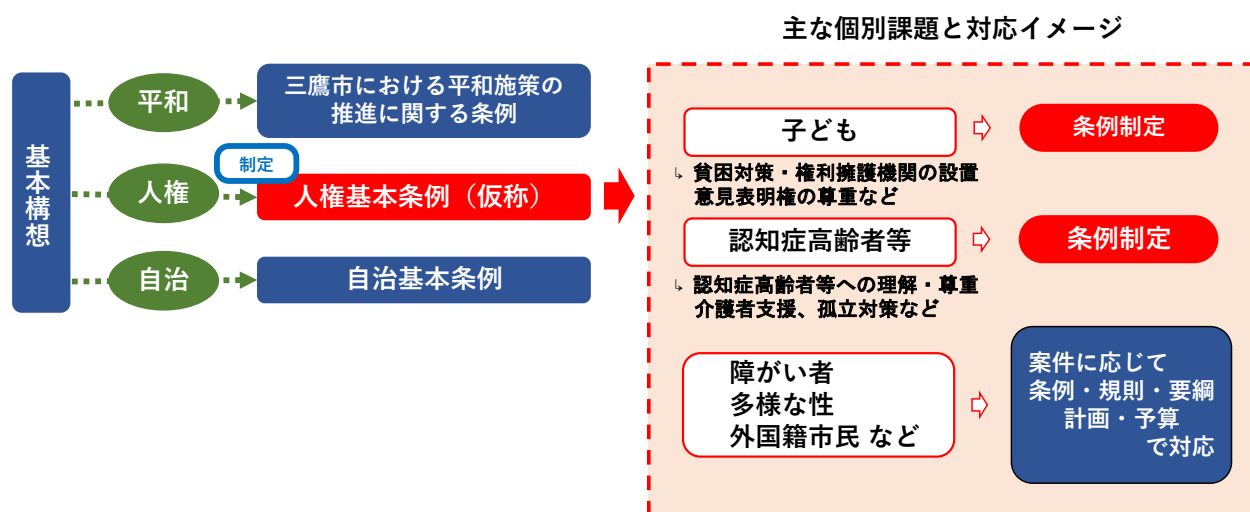
また、条例制定のプロセスや条例制定後の啓発を通して、市、市民及び事業者等の自己と他者の人権に対する意識を変えることで、まち全体で人権を尊重する風土を醸成します。なお、名称についても、条例の趣旨を反映したものとします。

- (1) 日本国憲法、世界人権宣言、国際規約等を踏まえ、人権が尊重され、差別を受けることがなく、生きていける平等な社会を実現します。
- (2) 一人ひとりが違いを認識し、思いやり、理解することで、いきいきと自分らしく安心して暮らしやすいまちを実現します。

3 個別の人権課題への対応

- (1) 各審議会での意見聴取、当事者や関係団体へのヒアリングに加えて、ワークショップやパブリックコメント等により、幅広く意見を聴きながら、個別の人権課題を的確に捉え、理念や責務を包括的に人権基本条例（仮称）に反映します。
- (2) 子ども及び認知症高齢者の人権擁護については、政策の方向性を明確にするため、段階的に個別の条例を制定します。その他個別の人権課題についても、案件に応じて、条例や規則、要綱等を定め、計画や予算に盛り込みながら、必要な施策を展開していきます。

4 人権基本条例（仮称）の体系と個別課題の対応イメージ



5 スケジュール

令和5年6月	基本的な考え方・骨格案の策定
令和5年8月	市民ワークショップの開催
令和5年10月	市民フォーラムの開催
令和5年12月	素案の策定
令和6年3月	議案提出